

証券コード 4018
2022年9月13日

招集し通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

株 主 各 位

静岡県三島市一番町18-22
株式会社 Geolocation Technology
代表取締役社長 山 本 敬 介

第23回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第23回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、本株主総会の付議事項の決議には、会社法及び定款に基づく定足数を満たす株主の皆様のご出席を必要といたします。当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年9月28日（水曜日）午後5時までに到着するよう、折返しご送付ください。なお、本年は株主の皆様のお安全確保及び新型コロナウイルス感染対策上、健康状態の如何に関わらず当日の株主総会会場へのご来場は極力お控えをいただき、同封の議決権行使書の活用を積極的にご検討いただきますよう、お願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年9月29日（木曜日）午前10時
2. 場 所 静岡県三島市一番町2-29
三島商工会議所会館 4階大会議室
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 会議の目的事項

[報告事項]

第23期（2021年7月1日から2022年6月30日まで）
事業報告及び計算書類の内容報告の件

[決議事項]

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役5名選任の件

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.geolocation.co.jp/>) に掲載させていただきます。

以上

(添付書類)

事業報告

(2021年7月1日から
2022年6月30日まで)

1. 会社の現況

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の解除やワクチン接種の進展等の効果により、経済活動に一定の持ち直しの動きが見られたものの、ロシアによるウクライナへの侵攻の影響による世界的な穀物及びエネルギー価格の上昇や、欧米各国のインフレと急激な円安の影響等により、先行き不透明な状況が続いております。

当社の属する情報サービス業界では、経済に対するマイナスの要因に直接影響されることなく、DX（デジタルトランスフォーメーション）に関係する需要の拡大やテレワークの普及に伴って、IT投資が活発に行われております。

このような状況の中、当社では民間企業に対してはオンラインによる商談や各種セミナーを積極的に推進し、アウトバウンドコールによる営業にも注力してまいりました。官公庁や自治体に対しては、域内の観光促進、移住・定住、企業誘致等、テーマごとの具体的施策の提案を行い、特にデジタルスタンプラリーによるイベントの開催を多数請け負うことができました。また、警察関係では前事業年度に受注したセキュリティ分野での業務を年間通して運用し、さらに、次年度に運用を予定している新規受注を獲得することができました。開発面では、新規の特許を取得して、既存サービスの拡充と将来の新サービスのリリースに結び付けることのできる具体的な成果を上げることができました。

これらの結果、当事業年度の売上高は727,936千円（前事業年度比24.7%増）、営業利益は155,767千円（同212.1%増）、経常利益は145,769千円（同191.3%増）、当期純利益は99,375千円（同181.5%増）となりました。

セグメント別の状況は次のとおりであります。

(IP Geolocation事業)

IPアドレスに様々な情報を紐づけしたデータベースの利用サービスである「SURFPOINT™」

では、安定的な既存顧客の継続利用に加えて、前事業年度に受注した大手金融機関や警察庁からの受注がこれに加わり、期初より好調に推移いたしました。同サービスをweb上で利用できる「どこどこJP」では、顧客単価を増加させることに注力した結果、廉価でのサービス利用顧客の一部解約がありましたが、計画通りに顧客単価が増加して通期の売上は前事業年度比で増加いたしました。その他、アクセスのログ解析を簡単に行うことのできる「らくらくログ解析」や、位置情報をベースとしたインターネット広告配信プラットフォームサービスである「どこどこad」等、いずれのサービスも堅調に推移いたしました。また、webベースでの非接触型スタンプリーのサービスである「てくてくスタンプ」をはじめとする、自治体向けを中心としたweb制作・受託開発では、前事業年度の実績に対して大きく受注件数が増加し、各案件の制作・開発を滞りなく行って納品・検収することができました。

これらの結果、当事業年度における同事業の売上高は686,618千円（前事業年度比24.0%増）、セグメント利益は117,319千円（同341.2%増）となりました。

(IPアドレス移転事業)

第1四半期会計期間中に仲介をした大口案件をはじめ複数案件の仲介を行うことができたことにより、当事業年度における同事業の売上高は41,317千円（前事業年度比37.3%増）、セグメント利益は38,447千円（同64.9%増）となりました。

事業別売上高

(単位：千円)

セグメント	第22期 (2021年6月期) (前事業年度)		第23期 (2022年6月期) (当事業年度)		前事業年度比	
	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)	金額	増減率(%)
IP Geolocation 事業	553,569	94.8	686,618	94.3	133,049	24.0
IPアドレス移転 事業	30,089	5.2	41,317	5.7	11,228	37.3
合計	583,658	100.0	727,936	100.0	144,278	24.7

(2) 設備投資の状況

当事業年度の設備投資総額は726千円であり、全てIP Geolocation事業におけるソフトウェアの開発に係る投資であります。

(3) 資金調達の状況

当社は、2021年9月13日に福岡証券取引所Q-Board市場に上場し、公募増資及びオーバーアロットメントによる売出しに関連して行う第三者割当増資により、総額236,992千円の資金調達を行いました。また、新株予約権の行使により、8,080千円の資金調達を行いました。

(4) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 20 期 2019年度	第 21 期 2020年度	第 22 期 2021年度	第 23 期 2022年度 (当事業年度)
売 上 高 (千円)	459,375	475,145	583,658	727,936
経 常 利 益 (千円)	18,090	31,556	50,036	145,769
当 期 純 利 益 (千円)	21,142	22,730	35,306	99,375
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	18.35	19.73	30.34	71.23
総 資 産 (千円)	257,905	298,600	392,369	715,744
純 資 産 (千円)	115,731	138,462	178,494	526,499
1 株 当 たり 純 資 産 額 (円)	100.46	120.19	149.74	350.35

- (注) 1. 当社は、2020年10月6日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っており、また、2022年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、第20期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(6) 対処すべき課題

当社は、以下の7点を主な対処すべき課題として取り組んでおります。

① 「SURFPOINT™」の継続的な拡充

当社事業の土台となるデータベースである「SURFPOINT™」の精度をより高いレベルで維持管理していくために、すでに取り込んである情報について専門調査員（ネットトレーサー）による詳細な調査とデータ反映を今後も日々継続してまいります。併せて外部の有料・無料の各種有益な情報を今後も継続して取り入れ、顧客のニーズを先取りした細かなターゲティング対応を行ってまいります。

② 「どどこJP」売上の拡大

「どどこJP」は、「SURFPOINT™」に蓄積された位置情報、企業情報、利用回線、気象情報ほか様々なデータを利用して顧客のマーケティング活動、広告活動、不正アクセス防止等の各種用途にご利用いただいております。顧客には比較的長期にわたって継続してご利用いただける当社の主要なサービスであり、当社の安定した収益源となっております。今後も既存顧客の解約を減らし、新規顧客の獲得を推進するための営業上の各種施策を打ち出して、飽きられないサービスとして顧客のニーズに対応してまいります。

③ 「どどこad」でのきめ細かい顧客対応の強化

インターネット広告配信サービスを提供する「どどこad」プラットフォームは顧客の用途に応じてセグメントしたターゲットに対してバナー広告を配信することができます。顧客に利用頻度を高めていただくために、コンサルティング活動を行って実際の利用シーンを想定した活用例を提案し、具体的な質問や要望に対応するきめ細かい活動に努めてまいります。

④ 新領域に関しての研究調査

当社の現在の主力事業は、IPアドレスを活用したものであり、現状IPv4*レベルのIPアドレスを主力として取り扱っておりますが、一部サービスでIPv6*レベルのサービスを実施しております。将来的にはIPv6レベルへの本格的な移行が行われることが想像されます。当社もこの動きに後れをとることのないよう、IPv6に関する研究調査を推進し、対応サービスを拡充してまいります。

(*) IPv4とは、インターネットに接続された機器同士がデータをやり取りするためにデータ送信の方法を定めた規約(=IP(インターネットプロトコル))の第4版を表し、32ビット(=2の32乗個)、つまり約43億個のIPアドレスが利用可能です。IPv6では128ビット(=2の128乗個)のデータとして表現されるため、そのアドレス総数は約340澗(1澗は1兆×1兆×1兆)個となり、事実上無限といえる数となります。

⑤ 営業体制の更なる強化

独自性の高いサービスを創出し、拡販していくためには、より強固な営業体制を確立することが重要であると認識しております。顧客のニーズを汲み取りながら適切なサービスを販売する直接販売の利点を活かし、顧客との信頼関係を構築することで、長期取引につながるものと考えております。そのため、顧客の属性やニーズに適した営業体制や営業手法の確立に加え、営業人員個々の営業スキルの向上にも努めてまいります。

⑥ 人材の育成・教育

当社は、事業を拡大していくうえで、必要な人材を十分に確保していくことが重要であると考え、高い専門性を有する人材の獲得及び育成に注力してまいります。そのため、幅広い人材採用活動を行うほか、教育研修制度の充実、人事評価制度の拡充、業務の合理化・効率化、外部ノウハウの活用等、積極的に取り組んでまいります。

⑦ 内部管理体制の強化とコーポレート・ガバナンスの充実

当社は、持続的な成長と企業価値の向上のため、内部管理体制の充実が不可欠であると認識しており、役職員のコンプライアンス意識の向上、当社ならびに各事業の取引形態に即した内部管理体制を構築する等、コーポレート・ガバナンス体制の強化に取り組んでまいります。

(7) 主要な事業内容 (2022年6月30日現在)

事業区分	事業内容
IP Geolocation事業	<p>IPアドレスに様々な情報を組み合わせた当社のデータベースであります「SURFPOINT™」を維持管理し、これをベースに、顧客のサイト閲覧者の属性に合う各種サービスをSaaS^(*)1)又はAPI^(*)2)で提供しております。また、各種ウェブサイト制作等のウェブマーケティングサポートや、スタンプリーをはじめとした自治体向けの観光アプリ等の受託・開発を行うシテイプロモーション(自治体が行う宣伝活動・広報活動・営業活動)を支援するサービスを提供しております。</p> <p>(*) 1. SaaSとは、クラウド経由で提供されるソフトウェアのことを指します。 2. APIとは、プログラムから当該のソフトウェアを操作するためのインターフェイスのことを指し、ソフトウェアの一部をウェブ上で公開して他のソフトウェアの機能を埋め込んで利用できるようにしたものです。</p>
IPアドレス移転事業	<p>法人や各種団体が保有しているものの使用せず余っているIPアドレスを、必要とする企業各社等への売却仲介を行うサービスを行っております。</p>

(8) 主要な事業所 (2022年6月30日現在)

本社	静岡県三島市
大阪営業所	大阪市西区
福岡営業所	福岡市博多区
那覇コンタクトセンター	沖縄県那覇市

(9) 使用人の状況 (2022年6月30日現在)

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
36名(11名)	1名減(1名増)	35.8歳	4.7年

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマー)は、最近1年間の平均人員を()に外数で記載しております。

(10) 主要な借入先の状況（2022年6月30日現在）

該当事項はございません。

(11) その他、会社の現況に関する重要な事項

当社は、2021年9月13日をもって福岡証券取引所Q-Board市場に株式を上場いたしました。

2. 株式の状況 (2022年6月30日現在)

(1) 発行可能株式総数 普通株式 4,608,000株

(注) 2021年11月30日開催の取締役会決議に基づき、2022年1月1日付で株式分割に伴う定款の一部変更が行われ、発行可能株式総数は、2,304,000株増加し、4,608,000株となっております。

(2) 発行済株式の総数 普通株式 1,502,800株

(注) 1. 2021年9月10日を払込期日とする公募（ブックビルディング方式による募集）による新株式の発行により、発行済株式の総数が100,000株増加しております。

2. 2021年10月15日を払込期日とする第三者割当増資（オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資）により、発行済株式の総数が15,000株増加しております。

3. 2021年11月30日開催の取締役会決議に基づき、2022年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行い、発行済株式の総数は同日より711,600株増加しております。

4. 新株予約権の権利行使に伴い、発行済株式の総数が80,200株増加しております。

(3) 株主数 387名

(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
小 川 武 重	348,000株	23.2%
株 式 会 社 エ レ フ ァ ン ト	324,000株	21.6%
株 式 会 社 キ ャ ピ タ ル バ ン ク	176,000株	11.7%
山 本 敬 介	142,400株	9.5%
遠 藤 寿 彦	56,000株	3.7%
Geolocation Technology従業員持株会	39,905株	2.7%
福 井 隆 一	30,000株	2.0%
荻 原 恒 治	26,000株	1.7%
株 式 会 社 M A S A	20,000株	1.3%
株 式 会 社 N O R I K O	20,000株	1.3%

(注) 持株比率は自己株式（6株）を控除して計算しております。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名称	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権
発行決議日	2016年6月29日	2017年3月30日	2021年4月30日
新株予約権の数	65個	33個	280個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 26,000株 (新株予約権1個につき400株)	普通株式 13,200株 (新株予約権1個につき400株)	普通株式 56,000株 (新株予約権1個につき200株)
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり40,000円 (1株当たり 100円)	新株予約権1個当たり40,000円 (1株当たり 100円)	新株予約権1個当たり52,500円 (1株当たり 262.5円)
権利行使期間	2018年10月1日から 2025年9月30日まで	2019年4月1日から 2026年3月30日まで	2023年5月1日から 2031年4月30日まで
行使の条件	(注) 1	(注) 2	(注) 3
役員の保有状況 取締役(社外取締役を除く)	新株予約権の数: 40個 目的となる株式の数: 16,000株 保有者数: 1名	新株予約権の数: 20個 目的となる株式の数: 8,000株 保有者数: 1名	新株予約権の数: 230個 目的となる株式の数: 46,000株 保有者数: 3名

(注) 1. 行使の条件は、以下のとおりです。

新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員のいずれかの地位であることを要する。新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合、その相続人による権利行使は認めない。新株予約権者は、権利行使時において当社が株式市場に上場していた場合に、行使することができる。

2. 行使の条件は、以下のとおりです。

新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員のいずれかの地位であることを要する。新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合、その相続人による権利行使は認めない。

3. 行使の条件は、以下のとおりです。

新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員のいずれかの地位であることを要する。新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合、その相続人による権利行使は認めない。新株予約権の割当日以降、いずれかの日において、当社の時価総額（その時点における当社の普通株式が上場する証券取引所運営市場における当社の普通株式1株当たりの終値に、当社の発行済株式総数（当社が保有する自己株式を除く。）を乗じて算出する。）が金4億円を超過すること。新株予約権の割当日以降、当社の通年における一の事業年度にかかる経常利益が金35百万円を超過し、その計算書類が当社の定時株主総会で承認されること。

4. 2020年10月6日付で行った普通株式1株を200株とする株式分割、また、2022年1月1日付で行った普通株式1株を2株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2022年6月30日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	山 本 敬 介	
取 締 役	遠 藤 寿 彦	営業部長
取 締 役	福 井 隆 一	管理部長
取 締 役	但 野 正 行	技術開発部長
取 締 役	高 橋 邦 美	株式会社エヌ・アイ・エス 代表取締役
常 勤 監 査 役	吉 原 明 雄	吉原明雄税理士事務所 所長
監 査 役	茂 田 井 純 一	株式会社アカウンティング・アシスト 代表取締役
監 査 役	小 川 基 幸	小川基幸法律事務所 代表

- (注) 1. 取締役高橋邦美氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役吉原明雄氏、監査役茂田井純一氏及び監査役小川基幸氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役吉原明雄氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役茂田井純一氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役小川基幸氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有しております。
6. 当社は、取締役高橋邦美氏、監査役茂田井純一氏及び監査役小川基幸氏を福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役高橋邦美氏、監査役茂田井純一氏及び小川基幸氏と、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、当該保険契約により被保険者が負担することになる、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して、保険契約期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害を填補することとしております。ただし、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は填補されない等、一定の免責事由があります。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役及び監査役であり、すべての被保険者について、その保険料を特約部分も含めて全額当社が負担しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

区 分	員 数 (名)	報酬等の総額 (千円)
取 締 役 (う ち 社 外 取 締 役)	5 (1)	56,760 (2,400)
監 査 役 (う ち 社 外 監 査 役)	3 (3)	12,840 (12,840)
計	8 (4)	69,600 (15,240)

- (注) 1. 役員報酬限度額 (年額) は、取締役は2018年9月28日開催の定時株主総会で250,000千円以内 (決議時点の取締役の員数5名)、監査役は2018年9月28日開催の定時株主総会で80,000千円以内 (決議時点の監査役の員数3名) と決議しております。
2. 業績連動報酬等及び非金銭報酬等の支給はありません。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役高橋邦美氏は、株式会社エヌ・アイ・エスの代表取締役であります。株式会社エヌ・アイ・エスと当社との間には特別の関係はありません。
 - ・監査役吉原明雄氏は、吉原明雄税理士事務所の所長であります。吉原明雄税理士事務所と当社との間には特別の関係はありません。
 - ・監査役茂田井純一氏は、株式会社アカウンティング・アシストの代表取締役であります。株式会社アカウンティング・アシストと当社との間には特別の関係はありません。
 - ・監査役小川基幸氏は、小川基幸法律事務所の代表であります。小川基幸法律事務所と当社との間には特別の関係はありません。
- ② 当事業年度における主な活動状況

		出席状況、発言状況及び 社外取締役에게期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	高橋邦美	当事業年度に開催された取締役会29回全てに出席し、他社での豊富な経験と幅広い知識に基づいた意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っており、社外取締役として当社が期待する役割を果たしております。
監査役	吉原明雄	当事業年度に開催された取締役会29回全て、監査役会16回全てに出席し、税理士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っており、監査役会において、当社の業務監査等について適宜、必要な発言を行っております。
監査役	茂田井純一	当事業年度に開催された取締役会29回全て、監査役会16回全てに出席し、公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っており、監査役会において、当社の業務監査等について適宜、必要な発言を行っております。
監査役	小川基幸	当事業年度に開催された取締役会29回全て、監査役会16回全てに出席し、弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っており、監査役会において、当社の業務監査等について適宜、必要な発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	
① 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	17,800千円
② 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	875千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、有限責任監査法人トーマツに対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、内部統制報告制度におけるIT統制の文書化及び評価に関する助言・指導業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (a) 取締役及び使用人の職務の適法性を確保するため、コンプライアンス（法令遵守）があらゆる企業活動の前提条件であることを決意し、「コンプライアンス規程」を定め、役職員に周知徹底させる。
 - (b) リスクコンプライアンス委員会を設置し、当社全体のコンプライアンス体制の構築及び推進を図る。
 - (c) 役職員の職務の執行の適正性を確保するため、内部監査担当者は、「内部監査規程」に基づき適法性ならびに有効性及び効率性の観点から内部監査を実施する。

- ② 取締役の職務の執行に関する情報の保存及び管理に関する体制
 - (a) 取締役の職務執行に係る事項である議事録、会計帳簿、稟議書その他の重要な情報については「取締役会規程」、「文書管理規程」及び「稟議規程」に従い、文書又は電子文書に記録し、定められた期間適切に保存及び管理を行う。
 - (b) 取締役、監査役その他関係者は、その職務遂行の必要に応じて上記の書類等を閲覧することができるものとする。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (a) リスクコンプライアンス委員会を設置し、個別リスクの把握と評価、対応すべき優先度、リスク管理方法等を審議するとともに、定期的なモニタリングを行い、体制の整備及び見直しを行う。
 - (b) リスク管理を円滑にするために、「リスク管理規程」を整備し、リスクに関する意識の浸透、早期発見及び未然防止を図り、緊急事態発生時の対応を定める。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (a) 取締役の職務の執行を効率的に行うために、定時取締役会を毎月1回開催する他、必要に応じて臨時取締役会を開催する。

- (b) 取締役の職務の執行については、「組織規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」において、意思決定ルールを明確化し、適正かつ効率的に行われる体制を構築する。
- ⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- (a) 監査役が監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、人員を設置する。
 - (b) 当該使用人の選任、解任、異動等には、監査役会の同意を要するものとし、当該使用人の取締役からの独立性及び監査役の指示の実効性の確保に努める。
 - (c) 当該使用人は、監査役が指定する補助すべき期間中は、監査役の指示に従い職務を遂行し、取締役の指揮命令を受けない。
 - (d) 当該使用人は、他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に関する職務を優先する。
- ⑥ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- (a) 取締役及び使用人は、重大な法令・定款違反、不正行為及び会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知った時には、速やかに監査役に報告する。
 - (b) 「内部通報規程」を定め、監査役へ報告を行った取締役及び使用人に対して、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。
 - (c) 監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会その他の重要な会議に出席し、意見を述べるとともに、必要に応じて取締役及び使用人に説明を求め、必要な書類の閲覧を行うことができる。
- ⑦ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- (a) 監査役がその職務の執行について当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
 - (b) 監査役が独自の外部専門家（弁護士・公認会計士等）を求めた場合、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担する。
- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (a) 監査役は、代表取締役社長と定期的に会合を開いて意思の疎通及び意見交換を実施する。

(b) 監査役は、取締役、内部監査担当者及び会計監査人と意見交換を行い、連携を保ちながら調査及び報告を求める。

⑨ 反社会的勢力排除のための体制

- (a) 反社会的勢力との関係を遮断し、社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力や団体には、毅然とした態度で対応する。
- (b) 反社会的勢力との接触が生じた場合には、速やかに関係部署、社外関係先（警察署、顧問弁護士等）と協議し、組織的に対応する。
- (c) 「反社会的勢力対策規程」を定め、役職員の平素からの対応及び事案発生時の組織対応を明文化し、役職員に周知徹底して反社会的勢力に関する意識の浸透を図る。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 内部統制システム全般

当社の内部統制システムの全般の整備・運用状況を当社の内部監査部門がモニタリングし、必要に応じて改善を進めております。

② コンプライアンス

当社は、当社の使用人に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、社内研修での教育及び会議体での説明を行い、法令及び定款を順守するための取組みを継続的に行っております。

③ リスク管理体制

リスクコンプライアンス委員会において、当社各部門から報告されたリスクのレビューを実施して全社的な情報共有に努めたほか、当該リスクの管理状況について報告いたしました。

④ 内部監査

内部監査部門が作成した内部監査計画に基づき、当社の内部監査を実施いたしました。

貸借対照表

(2022年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	682,192	流 動 負 債	186,904
現金及び預金	594,649	買掛金	3,981
売掛金	57,862	未払金	19,443
仕掛品	3,984	未払法人税等	44,650
貯蔵品	104	未払費用	33,893
前払費用	25,578	前受金	58,071
その他	107	その他	26,864
貸倒引当金	△93	固 定 負 債	2,340
固 定 資 産	33,552	その他	2,340
有 形 固 定 資 産	2,614	負 債 合 計	189,244
建物	688	(純 資 産 の 部)	
工具、器具及び備品	1,925	株 主 資 本	522,208
無 形 固 定 資 産	7,070	資 本 金	224,536
ソフトウェア	6,758	資 本 剰 余 金	216,036
その他	311	資本準備金	216,036
投 資 そ の 他 の 資 産	23,867	利 益 剰 余 金	81,645
敷金	1,328	その他利益剰余金	81,645
長期前払費用	14,421	特別償却準備金	700
繰延税金資産	8,117	繰越利益剰余金	80,944
資 産 合 計	715,744	自 己 株 式	△8
		新 株 予 約 権	4,290
		純 資 産 合 計	526,499
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	715,744

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(自 2021年7月1日)
(至 2022年6月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売上高		727,936
売上原価		228,373
売上総利益		499,563
販売費及び一般管理費		343,796
営業利益		155,767
営業外収益		
受取利息	3	
助成金収入	570	
講演謝金	180	
リベート収入	195	
その他の	40	991
営業外費用		
支払利息	134	
株式交付費	3,727	
上場関連費用	7,040	
その他の	87	10,989
経常利益		145,769
特別利益		
新株予約権戻入益	142	142
税引前当期純利益		145,911
法人税、住民税及び事業税	47,615	
法人税等調整額	△1,080	46,535
当期純利益		99,375

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2021年7月1日)
(至 2022年6月30日)

(単位：千円)

	株 主 資 本							新 株 予 約 権	純 資 産 合 計	
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			自 己 株 式			株 主 資 本 合 計
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計	特 別 償 却 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計				
当 期 首 残 高	102,000	93,500	93,500	1,051	△18,782	△17,730	－	177,769	725	178,494
当 期 変 動 額										
新 株 の 発 行	118,496	118,496	118,496	－	－	－	－	236,992	－	236,992
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	4,040	4,040	4,040	－	－	－	－	8,080	－	8,080
特別償却準備金の取崩	－	－	－	△350	350	－	－	－	－	－
当 期 純 利 益	－	－	－	－	99,375	99,375	－	99,375	－	99,375
自 己 株 式 の 取 得	－	－	－	－	－	－	△8	△8	－	△8
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	－	－	－	－	－	－	－	－	3,565	3,565
当 期 変 動 額 合 計	122,536	122,536	122,536	△350	99,726	99,375	△8	344,439	3,565	348,005
当 期 末 残 高	224,536	216,036	216,036	700	80,944	81,645	△8	522,208	4,290	526,499

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

② 貯蔵品

最終仕入原価法を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物	15年
工具、器具及び備品	5年～6年

② 無形固定資産

ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（2～5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

金銭債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社は、IP Geolocation事業とIPアドレス移転事業を主な事業とし、IP Geolocation事業では、「SURFPOINT™」「どこどこJP」「らくらくログ解析」といった「サブスクリプションサービス」、IPアドレスから判定される位置情報等で、配信する対象の絞り込みやターゲティングができる「どこどこad」を利用した「広告配信サービス」、各種ウェブサイト制作等のウェブマーケティングサポートや自治体向けの観光アプリ等の受託・開発を行う「web制作・各種受託開発サービス」の3つを提供しております。

また、IPアドレス移転事業では、IPアドレス売買における売主と買主の間に立って条件交渉及び取引成立に向けた調整を行い、IPアドレス移転契約を成立させ、IPアドレスの引き渡しまでをサポートするIPアドレス売買の仲介サービスを提供しております。

① サブスクリプションサービス

顧客の希望するデータ収集対象環境（ウェブサイト等）から当社のIPアドレスデータベースにアクセス・参照した都度、IPアドレスデータが提供され、履行義務が充足すると判断されることから、当該時点にて収益を認識しております。

② 広告配信サービス

顧客との契約に基づきSSP（サプライサイドプラットフォーム＝広告枠販売業者）において取引が成立した広告枠に対し、顧客が登録したバナー広告を一定期間配信する提案型のサービスであり、企業が履行義務を充足するにつれて顧客が便益を享受するものであるため、履行義務の充足にかかる進捗度に基づき一定期間にわたり収益認識を行っております。なお、進捗度の測定は、期末日までの広告配信回数によっております。

③ web制作・各種受託開発サービス

納品した成果物に対する顧客の検収に従い、顧客の検収が完了した時点で履行義務が充足されると判断し、その一時点で収益を認識しております。

④ IPアドレス売買の仲介サービス

IPアドレスの所有権移転までに必要な一切の業務について履行義務を負っており、当該履行義務は仲介契約の目的物であるIPアドレスが買主へ引き渡された時点をもって仲介業務が完了し、履行義務が充足されるため、売主から買主へのIPアドレス引き渡し完了時点において収益を計上しております。

なお、当該取引については、当社が代理人に該当すると判断し、IPアドレス売買における仲介手数料を収益として認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、利益剰余金の期首残高に与える影響はありません。

収益認識会計基準等の適用による、当事業年度の損益に与える影響はありません。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって、適用することとしております。

なお、計算書類に与える影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

損益計算書

前事業年度において「営業外費用」の「その他」に含めて表示しておりました「講演謝金（前事業年度は165千円）」及び「レポート収入（前事業年度は2千円）」は営業外収益の100分の10を超えたため、当事業年度より独立掲記をしております。

4. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額	5,495千円
----------------	---------

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式数の種類及び総数
普通株式 1,502,800株

(2) 当事業年度の末日における自己株式の数
普通株式 6株

(注) 自己株式の総数の増加は、単元未満株式の買取り6株によるものであります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの
2022年9月29日開催の第23回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

決議予定	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年9月29日 定時株主総会	普通株式	15	利益剰余金	10.00	2022年6月30日	2022年9月30日

(注) 2022年9月29日定時株主総会の決議による1株当たり配当額10.00円には、福岡証券取引所Q-Board上場記念配当5.00円が含まれております。

(4) 当事業年度の末日における新株予約権（行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

	第3回新株予約権	第4回新株予約権
発行決議日	2016年6月29日	2017年3月30日
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	26,000株	13,200株

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

繰延税金資産	
未払事業税・事業所税	2,807
未払費用	4,800
減価償却超過額	490
敷金償却否認額	710
新株予約権	1,302
その他	1,160
繰延税金資産小計	<u>11,271</u>
評価性引当額	<u>△2,831</u>
繰延税金資産合計	8,439
繰延税金負債	
利益処分特別償却準備金	<u>△321</u>
繰延税金負債合計	<u>△321</u>
繰延税金資産の純額	<u>8,117</u>

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、必要な資金を自己資金で賄っており、余資は安全性の高い金融資産で運用しております。なお、デリバティブ取引は利用しておらず、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されており、厳しい経済環境等により契約に従った債務履行がなされない可能性があります。

前受金は、営業上の取引による前受であり、将来売上として見込まれるものであります。

未払金は、営業上の取引による未払いであり、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、顧客管理システムにより残高及び期日を管理するとともに、回収遅延債権については、担当部署により個別に把握及び対応を行う体制としております。

b. 流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、月次ベースで資金繰状況を管理するとともに、手元流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年6月30日における現金及び預金、売掛金、前受金、未払金については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(注) 1. 時価を評価することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
敷金	1,328

敷金については市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品としております。

2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	594,649	—	—	—
売掛金	57,862	—	—	—
合計	652,511	—	—	—

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

- ① 時価で貸借対照表に計上している金融商品
該当事項はありません。
- ② 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
該当事項はありません。

8. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりです。

(単位：千円)

当事業年度	報告セグメント		
	IP Geolocation 事業	IPアドレス移転 事業	計
サブスクリプションサービス	494,413	－	494,413
広告配信サービス	51,402	－	51,402
web制作・各種受託開発サービス	140,802	－	140,802
IPアドレス移転サービス	－	41,317	41,317
顧客との契約から生じる収益	686,618	41,317	727,936
外部顧客への売上高	686,618	41,317	727,936

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「個別注記表 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報
契約負債の残高等

(単位：千円)

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	50,662
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	57,862
契約負債（期首残高）	59,266
契約負債（期末残高）	58,071

貸借対照表において、顧客との契約から生じた債権は売掛金に、契約負債は前受金に計上しております。

契約負債は、主に、サブスクリプションサービスにおける顧客からの前受金であります。なお、当事業年度に認識した収益の額のうち期首残高の契約負債残高に含まれていた額は、55,288千円であります。

10. 1株当たり情報に関する事項

(1) 1株当たり純資産額 350円35銭

(2) 1株当たり当期純利益 71円23銭

(注) 当社は、2022年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、第23期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

12. その他の注記

追加情報

新型コロナウイルス感染症について、今後の広がり方や収束時期を予測することは困難ですが、当事業年度における当社の事業活動へ与える影響は限定的であります。したがって、当事業年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響は軽微であると仮定して会計上の見積りを行っております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化・深刻化し、当社の事業活動に支障が生じる場合、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

独立監査人の監査報告書

2022年8月12日

株式会社Geolocation Technology

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
静岡事務所

指定有限責任社員

公認会計士

嶋原 泰貴

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士

嶋田 聖

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社Geolocation Technologyの2021年7月1日から2022年6月30日までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年7月1日から2022年6月30日までの第23期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査担当者及びその他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、内部監査担当者及びその他の使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年8月17日

株式会社Geolocation Technology 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 吉原 明 雄

監査役（社外監査役） 茂田井 純 一

監査役（社外監査役） 小川 基 幸

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題として認識しており、成長投資余力の確保と株主還元の両立を意識した経営を実践し、各事業年度の業績推移、財務状況等の経営成績を勘案しながら株主還元を検討することを基本方針としております。

また、当社は2021年9月13日に福岡証券取引所Q-Board市場に上場することができました。これはひとえに株主の皆様をはじめ関係各位のご支援の賜物と、心より感謝申し上げます。第23期の期末配当につきましては、株主の皆様のご支援にお応えするため、当期の業績を踏まえた普通配当5円00銭に上場記念配当5円00銭を加え、合わせて1株につき10円00銭とさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金10円00銭（うち、普通配当5円00銭、上場記念配当5円00銭）といたしたいと存じます。

この場合の配当総額は、15,027,940円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年9月30日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

提案の理由は次のとおりであります。

- (1) 当社経営環境を取り巻く環境の変化に一層機動的に対応できるようにするため、当社取締役の任期を現行の2年から1年に短縮するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条但書に規定する改正規定が2022年9月1日に施行されたことに伴い、株主総会資料の電子提供制度導入にかかる定款規定を新設するものです。また、これに伴い、株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供に関する規定（現行定款第16条）は不要となるため、これを削除するものです。併せて、これらにかかる効力発生日等に関する附則を設けるものです。

これら当該定款一部変更につき、株主の皆様のご承認をお願いするものです。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第15条 (条文省略) <u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	第1条～第15条 (現行どおり) (削 除)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第17条～第20条 (条文省略) (任 期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後<u>2年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. (省 略)</p> <p>第22条～第46条 (条文省略) (新 設)</p>	<p style="text-align: center;">(電子提供措置等)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>第17条～第20条 (現行どおり) (任 期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後<u>1年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>第22条～第46条 (現行どおり) (附 則)</p> <p style="text-align: center;">(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p>第1条 現行定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は、<u>2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、なお効力を有するものとする。</u></p> <p>2. 本附則は、2023年3月1日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第3号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、社外取締役1名を含む取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	やまもと けいすけ 山本 敬介 (1974年2月12日)	1992年4月 陸上自衛隊入隊 1996年3月 同隊任期満了 1996年4月 有限会社クリエイト（現静岡インターネット株式会社）入社 2000年2月 当社設立 代表取締役社長就任（現任） 2016年12月株式会社エレファント代表取締役就任（現任） 2019年6月 特定非営利活動法人ふじのくに情報ネットワーク機構理事就任（現任） 2021年10月一般社団法人静岡イノベーションベース理事就任（現任）	466,400株
	<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>山本敬介氏を取締役候補者とした理由は、当社の創業者として21年にわたり、経営を指揮し当社を成長させてきました。候補者の経営実績、事業における幅広い知識、優れたリーダーシップは、当社のさらなる企業価値向上に引き続き必要であることから、選任をお願いするものであります。</p>		
2	※ ふじ た ひろし 藤田 浩 (1971年5月17日)	1996年4月 ひばり税理士法人入社 2003年7月 タワーレコード株式会社入社 2006年1月 株式会社サンスリー入社 2007年4月 株式会社ジェーピーツーワン入社 2015年4月 株式会社ジェナ（現HITTO株式会社）入社 2016年10月当社入社 管理部管理課長（現任）	-
	<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>藤田浩氏を取締役候補者とした理由は、入社以来管理部において財務経理部門を牽引し、東京証券取引所TOKYO PRO Market市場上場、及び福岡証券取引所Q-Board市場上場にも貢献いたしました。会計に関する豊富な知識と経験を有しており、その知識と経験に基づいた意思決定が期待されると判断して選任をお願いするものであります。</p>		
3	※ すぎ ぎき あつ や 杉崎 厚哉 (1967年2月15日)	1990年4月 富士通株式会社入社 2021年9月 当社入社 2022年7月 技術開発部第2課長（現任）	-
	<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>杉崎厚哉氏を取締役候補者とした理由は、技術部門における豊富な知識と経験を有しており、当社事業に精通しております。このような経験等は、当社の技術革新の推進と企業価値向上に寄与することが期待されると判断して選任をお願いするものであります。</p>		

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
4	※ ふじ た こう いち 藤 田 耕 一 (1967年11月14日)	1991年4月 日本タイムシェア株式会社 (現TIS株式会社) 入社 2006年1月 インフォテック株式会社入社 2010年1月 株式会社来夢多入社 2011年4月 株式会社ジェーエムエーシステムズ入社 2013年9月 インヴェンティット株式会社入社 2022年6月 当社入社 営業部営業企画課長 (現任)	-
【取締役候補者とした理由】 藤田耕一氏を取締役候補者とした理由は、様々な業界における多様な営業経験と豊富な知識を有しております。このような経験や知識等は、当社のさらなる事業拡大や企業価値の向上に寄与することが期待されると判断して選任をお願いするものであります。			
5	※ ふる かわ けん じ 古 川 憲 司 (1956年2月24日)	1978年4月 コンピューターサービス株式会社 (現SCSK株式会社) 入社 1991年9月 株式会社シー・エス・ケイ総合研究所出向 2000年2月 同社取締役就任 2001年8月 株式会社シーアールアイ・ミドルウェア (現株式会社CRI・ミドルウェア) 取締役就任 2010年3月 同社代表取締役社長就任 2013年4月 同社代表取締役会長就任 2015年6月 株式会社ベリサーブ社外取締役就任 2020年12月株式会社CRI・ミドルウェア顧問就任 (重要な兼職の状況) 該当事項はございません。	-
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 古川憲司氏を社外取締役候補者とした理由は、株式会社CRI・ミドルウェアの代表取締役社長等を歴任し、長らく経営者として活躍されており、経営感覚に優れ、経営の諸問題に精通しております。その知識と経験を当社の経営に反映いただくことが、取締役会の機能強化に資すると判断して選任をお願いするものであります。			

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 古川憲司氏は、社外取締役候補者であり、福岡証券取引所の定める独立役員要件を満たしております。同氏が原案どおりに選任された場合、独立役員として届け出る予定であります。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該役員等賠償責任保険契約の内容は事業報告「4. 役員等の状況 (3)役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりであります。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
5. 社外取締役候補者である古川憲司氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
6. 山本敬介氏の所有する当社の株式数は、同氏の資産管理会社である株式会社エレファントが所有する株式数を含んでおります。
7. 各候補者の所有する当社の株式数は、2022年6月30日現在のものです。

以上

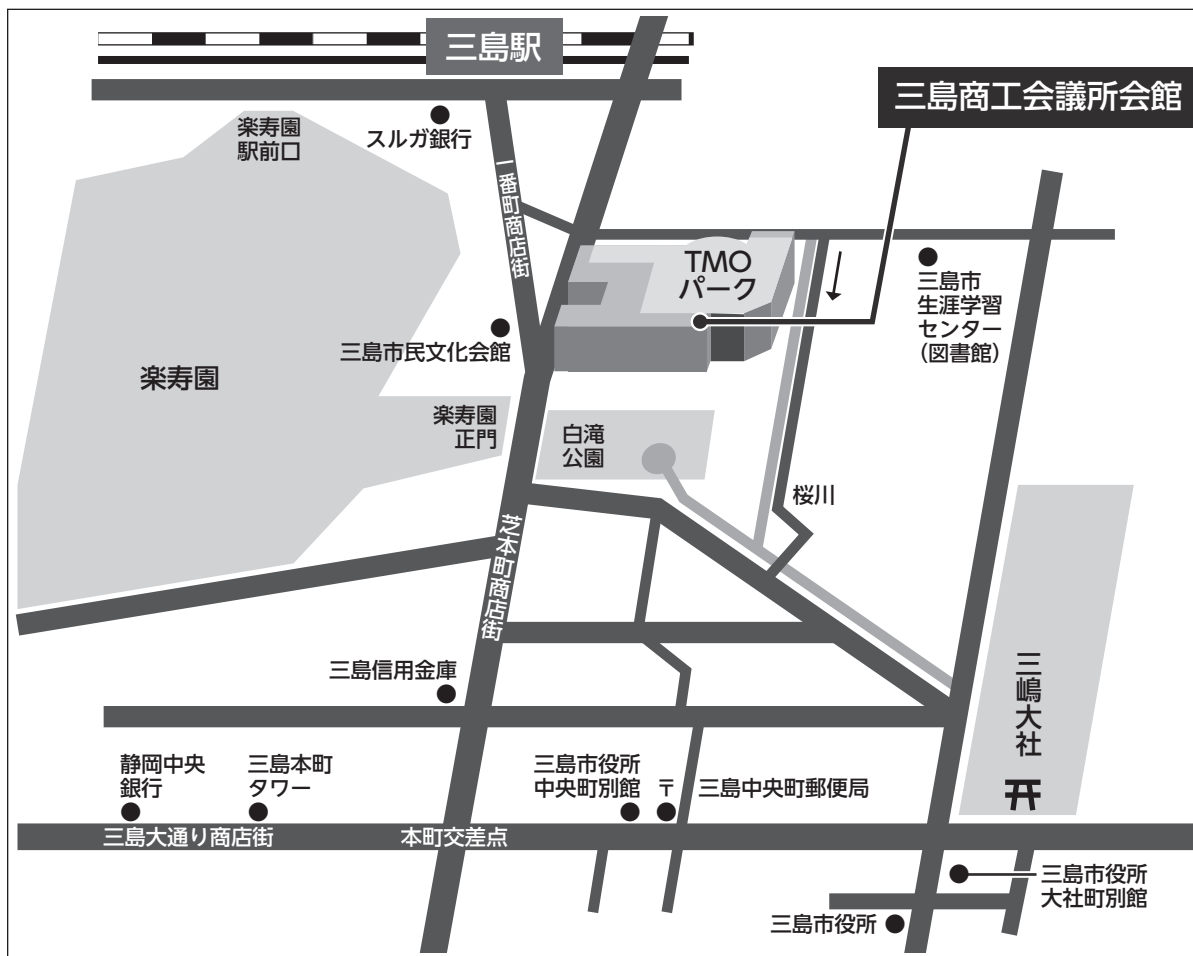
定時株主総会会場ご案内図

会場

三島商工会議所会館 4階大会議室
〒411-8644 静岡県三島市一番町2-29

交通

JR三島駅南口より徒歩4分



※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

UD
FONT

見やすく読みましがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。